大日本土木安全会費について

2024 年 11 月 1 日
大日本土木安全協力会

各　位

安全会費は、労働災害防止活動および労働災害総合保険料として使わせていただきます。 安全会費は、請求書の金額から、会費徴収を行います。

よろしくお願いします。

□　会費は契約（注文書）で取り決めた細目区分で乗率を設定し、取引高に応じて定率で徴収します。

□　契約毎の会費の最低徴収金額は 10 円とします。また、会費のまるめ金額は 10 円とし、10 円未満は切り捨てます。

□　会費は、毎月の各協力会社への支払い時に安全会費として徴収します。

□　徴収金額は大日本土木㈱「支払通知書」の「安全会費」でご確認ください。

□　会費は、取引毎、細目区分毎に以下の比率を乗じて算定します。

【細目区分と乗率】

・労務費　　６　／１０，０００

・外注費　　４　／１０，０００

・材料費　　１　／１０，０００

・その他経費※　　１　／１０，０００
※機械等経費、事務用品費、設計費、通信交通費、動力用水光熱費、福利厚生費、雑費　他